平成２４年（フ）第６４６号
兵庫県三田市武庫が丘４丁目９番地　グリーンハイツ２棟204号
債務者　槇田　淳子
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２６号
兵庫県丹波市春日町黒井351―２、住民票上の住所兵庫県宝塚市今里町６番１―902号
債務者　竹澤　賢二
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２４年（フ）第８５２号
名古屋市東区大幸１丁目３番８号　宝マンション矢田610号
債務者　藤澤ゆみ子
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１１９号
松江市学園南２丁目４番８号　内田アパート２―６、前住所松江市浜乃木７丁目５番24号アルフィーネ浜乃木205号室
債務者　中村　大助
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２５０号
青森市大字荒川字柴田105番地22
債務者　田中　瑞穂
1　決定年月日時　平成24年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２５１号
青森市古川２丁目12番16号　初音マンション３階Ａ号
債務者　叶澤　憲子
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第７０号
青森県つがる市森田町森田屏風山２番地141
債務者　三橋　幸子
1　決定年月日時　平成24年９月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２４年（フ）第７１号
青森県つがる市木造曙17番地13
債務者　工藤　博子
1　決定年月日時　平成24年９月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２４年（フ）第１８８号
神奈川県三浦市三崎町小網代1369番地２
債務者　板倉　一樹
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第１９３号
神奈川県逗子市沼間３丁目12番４号
債務者　高橋　　進
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第１９４号
神奈川県横須賀市浦賀５丁目18番５号
債務者　堀川　和子
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第１９５号
神奈川県横須賀市ハイランド５丁目15番13号
債務者　船橋　俊三
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第６７９号
名古屋市天白区池見２丁目57番地の２
債務者　田島さとみ
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２５９号
和歌山市六十谷1189番地の29
債務者　瀧口　　憲
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２９１号
和歌山市下三毛325―10、住民票上の住所和歌山県紀の川市荒見896番地14
債務者　石田　耕治
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３００号
和歌山市善明寺615番地の27　鳴滝団地Ａ26棟402号
債務者　藤山　歳雄
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３０７号
和歌山市津秦226番地の１　グリーンタウンⅡ103号
債務者　吉井　　希
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１１５号
山口市徳地串566番地１
債務者　山本　英雄
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
山口地方裁判所民事部破産係